

〔享保集成絲綸錄 三十六〕享保二十卯年十一月

覺

一 雛寸法并同衣服諸道具等之義總而結構仕出し商賣致間敷旨拾五年已前丑年七月委細相觸候處當春も御停止之雛商賣いたし候者有之、不届に候且亦只今迄組合江不入雛商賣いたし候者有之由、自今雛商賣致度ものは向々にて組合を定メ商賣いたし組合互に遂吟味御停止之雛商賣堅致間敷候此上組合江も不入雛商賣致者有之候は、急度可申付候若組合へ不入者有之候は、其近邊之雛屋共を可申出候吟味之上、急度可申付條此旨町中可觸知者也

十一月

〔雛遊の記上〕雛の調度の數々なる其中に、犬張子といふ物あり、是も神代より事發りて、惡魔を退け災異を拂ふ誓ひの物也、其始めは火酢芹命御弟彦火々出見尊の御徳に及ざる事を去りて、我子孫のもの隼人と成て仕へ申さんと誓ひ給ふ、此隼人は狗人ともいふて、常に天皇の宮墻のかたはらを離れず吠る狗まねしてつかふまつるもの也、中今の犬張子も、狗人といふ縁により拒魔犬の形容をうつして、雛調度の中にも第一の物とするは、惡魔を拂ひ災害を去りぞくる神代の傳へものなればなり、

〔還魂紙料上〕雛の蛤貝 古老の傳へて云むかしはものごと質素にて、雛遊びの調度も、今のごと

く美麗なるを用ひず、飯にもあれ、汁にもあれ、蛤の貝に盛て備へけるとぞ、柳亭曰、今も古風を存あり、たま

あり、たま百姓五節句遊といふ草紙に、雛遊のかたかきたる繪の賛に、蛤は雛に對して昔椀

といふ句を載たり、今の草冊子の類にて、刻梓の年號なしといへども、寶曆元年の作なるべしと

思はる、こと卷中に見えたり、ふ、其角が句に對して小孟、とい又都老子東都名張湖鏡編、に曰

近年は雛配膳の調度など、殊の外美をつくし、金銀を鏤などすること、はなりぬ、然れども貧賤